

杉浦大黒屋大坂店に関する一考察

——大坂における家屋敷の所有とその利用——

植田知子

大黒屋（杉浦三郎兵衛家）は京都に本拠を置き、呉服太物小間物類を取り扱った商家である。大黒屋では寛文三年（一六六三）の創業以来、江戸期には京店・江戸石町店・江戸本所店・岐阜店・大坂店の五店舗を設けていた。この内、大坂店の開設時期は先行研究により「文久・元治期」と推定されてきたが、詳細な検証はこれまで行われておらず、また、店舗の場所も不明のままである。小稿は、杉浦家が大坂で所有した家屋敷の入手時期・入手の経緯・利用の仕方を探査し、大坂店開設の経緯・開設時期・店舗の場所の解明を課題としたものである。

はじめに

大黒屋（杉浦三郎兵衛家）は京都に本拠を置き、呉服太物小間物類を取り扱った商家である。大黒屋では寛文三年（一六六三）の創業以来、江戸期には京店（本店かつ仕入店）、江戸石町店（販売店・寛文八年（一六六八）開店）、江戸本所店（現

金販売店・文政七年（一八二四）開店）、岐阜店（天保末年開店）、大坂店（文久・元治期開店）の五店舗を設けた。このうち大坂店の開設時期——文久・元治期——は、藤田彰典氏が先行研究^{〔1〕}の中で推定されたもので明確な開店年は分かっておらず、また、これまで詳細な検証も行われてこなかった。小稿は杉浦家が大坂で所有した家屋敷の入手時期・入手の経緯・利用の仕方等を精査することにより、大坂店開設の経緯・開店時期・店舗の場所を明らかにすることを課題とする。

予め検討の手順を述べておくと、一節では延享五年（寛延元年。一七四八）の大坂御堂前雛屋町の家屋敷の購入を、二節では天保六年（一八三五）の大坂内本町上三丁の飯田家家屋敷の買取りをとり上げる。そして三節では、杉浦家所有の雛屋町家屋敷の代判・家守を務めた袴屋庄助に着目し、庄助店の仕法改革と大黒屋大坂店開設との関連について論及する。

なお、大黒屋当主は二代目以降代々杉浦三郎兵衛を名乗ったため、小稿では初出以外は法名で記すこととする。また、基礎史料として用いた『杉浦家歴代日記』^②を本文及び注では「日記」と略記する。

一 大黒屋大坂店の嚆矢

1 初代～二代の頃の大坂での仕入と搬送

江戸に販売店を置いた大黒屋にとって、大坂は商品の仕入や搬送に関わる要所であった。初代～二代の頃、それらがどのように行われていたのか、まずその点を見ておこう。

史料^③によると、大黒屋二代杉浦三郎兵衛利次（法名、道有）が二四～三〇歳（一六九〇～一六九六）頃の大坂・堺での仕入は、買問屋^{かいといや}には頼まず大黒屋の手代が現地へ赴き、大坂安土町野田屋甚兵衛という京都の足袋屋衆が皮買の際に利用する宿を使い、未明から夜まで買物に駆け回ってすべて自ら買い集めたという。当時の大坂・堺での仕入品は古手新物・古蚊帳^{ふるかた}・古帷子^{ふるす}・堺小間物・堺龍文^{りゅうもん}・堺綴子類^{じゆし}・下結^{したゆい}・毛氈^{もうせん}等であったが、これらは大坂では播磨屋と長浜屋、堺では和泉屋三良右衛門を頼んで積出した。つまり、この時期の大黒屋には仕入の拠点となるような大坂出店は存在していない。

2 大坂御堂前雑屋町の家屋敷の購入

杉浦家では三代杉浦三郎兵衛利軌^{としのり}（法名、宗夕）の没後、延享四年（一七四七）に養子九右衛門（姓は未詳、本名は久右衛門。入家後に改名）を迎える。九右衛門は翌延享五年大坂御堂前雑屋町に家屋敷を購入し、同所において大黒屋の屋号で商売を営む。この店は事情により数年で姿を消すのであるが、その辺の経緯から説明しよう。

大黒屋三代宗夕は、妻に辻氏^{つじ}の娘不佐^{ふさ}（二房）を迎え、長女猪鹿子^{いかこ}（享保一七年（一七三三）生）・長男利喬^{としたか}（享保一八年（一七三三）生。後の四代杉浦三郎兵衛。法名、宗仲）、次女コノ子（寛保二年（一七四二）生）の三人の子供をもうけた。宗夕は延享元年（一七四四）四三歳で死去し、三年後の延享四年（一七四七）には養子九右衛門が入家して猪鹿子（当時一六歳）と結婚する。

九右衛門は杉浦家に入家した翌年の延享五年（寛延元年、一七四八）六月一八日、大坂に家屋敷を買得した。「史料1」は、代銀六一貫目で芦田屋七郎兵衛から家屋敷を買得した時の永代沽券状である。そして、「史料2」から九右衛門が買得した家屋敷において大黒屋の屋号で「呉服商売見世」を営んだことが分かり、「史料3」ではその店が「大坂店」と呼ばれていることから、これを大黒屋大坂店の嚆矢と見なすことができる。

〔史料1〕(包紙)表「大坂御堂前屋鋪売券状一通 并ニ 添證文家 質代之受取入」の内、

永代沽券状之事

一 雛屋町菅田屋七郎兵衛家屋敷表口三間五尺裏行 式拾間土蔵式ケ所壹役、同表口三間壹尺裏行式拾間土蔵 壹ケ所壹役、南隣ハ 龜屋七郎兵衛、北隣備前屋ハ 兵衛也 右之家屋敷代銀六拾壹貫目ニ 永代売渡シ、則代銀

(印) (印)

髓ニ 請取相済申所実正明白也、若此家屋鋪ニ 付脇より 違乱妨ケ申者出有之ハ、此判形之者共罷出、急度 埒明可申候、為後證沽券状仍如件

延享五年辰六月十八日

賣主

五人組

菅田屋七郎兵衛 (印)

吹田屋伝兵衛 (印)

天満屋 きよ (印)

龜屋七郎兵衛家守

住吉屋武兵衛 (印)

天満屋吉兵衛 (印)

年寄

天満屋吉兵衛 (印)

大黒屋

九右衛門殿

〔史料2〕(包紙)表「久右衛門柳馬場江引退候砌之証文類」の内、

取為替證文之事

一 八ヶ年以前卯年其元へ 養子ニ 參候処、此度暇 申請無別条暇給候、依之我名前を以所持 仕候富小路朝倉町家屋敷壹ケ所、其元へ 譲り 戻し申管ニ 致相対候、未御割印頂戴不仕候ニ 付 何時ニても御割印頂戴仕、譲り戻し可申候

一 大坂表雛屋町家屋敷壹ケ所、并ニ 呉服商売 見世、我名前を以所持候得共、此儀何時ニても 譲り替可致候、右譲り替相済候上ハ、此證文之通 申分無之候、譲り替相済候ハ、此證文可為反古候 為後日取為替證文如件

宝曆四年戌九月十三日

大黒屋三郎兵衛殿

大黒屋九右衛門 (印)

〔史料3〕(包紙)表「久右衛門柳馬場江引退候砌之証文類」の内、

一 札之事

一 其元実子久右衛門儀、八ヶ年以前卯ノ年養子ニ 貫請 九右衛門と改名為致此方ニ 差置候、然ル処此度不縁之暇乞 被申候ニ 付無別条其元え 差戻シ候、然ル上は何ニ 不寄是迄義 其方え申分無御座候、尤九右衛門所持之京都印判、并 大坂店印判、両印形永々預り置申候内ハ 不申及、右印形ニ 付 万端諸懸り合一切無御座候、万一 右印形ニ 付紛數儀 出来仕候は、私罷出御町中ハ 不申及、何れも方え少しも

御難懸中間敷候、為後日之一札依て如件

大黒屋三郎兵衛
請人
宝曆四年戌九月十三日
住吉屋長右衛門

永原町

御年寄

貴 助兵衛殿

御町中

妙円殿

久右衛門殿

(史料1・2・3の出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)

大黒屋における経営基盤の構築と商家としての基礎固めは二代道有と三代宗夕によってなされたが、宗夕の時期は大黒屋の成長期でもあり、九右衛門の大坂進出もその延長線上に位置付けることができる。その期待に違わず、九右衛門の店は家屋敷の購入からわずか四年を経た宝暦二年(一七五二)には、呉服現銀店として越後屋八郎右衛門・大丸屋正一郎・松屋清兵衛・小橋屋利助らと名を連ねるほどになっている。

さて、雛屋町の家屋敷は買得の六日後、妻猪鹿子に対して死後譲りの約束がなされた⁷⁾。これとは別に、九右衛門には杉浦家から京都富小路朝倉町の家屋敷一ヶ所が譲渡されていたが、寛延三年(一七五〇)に猪鹿子が一九歳で死去し、宝暦四年(一

七五四)九月に九右衛門が不縁となって杉浦家を去る際には、この家屋敷は猪鹿子の弟利喬に譲り戻しとなり、雛屋町の家屋敷も同様に譲り替えとなった。

延享五年の購入時に二軒であった雛屋町の家屋敷は、九右衛門が買得した後は住居と店舗に使用したと見られ、宝暦四年の譲り替えの際の証文には「雛屋町家屋敷壹ヶ所、并二呉服商売見世」(史料2参照)と記されている。杉浦家の所有となった後は一括して雛屋町屋敷と呼ばれ、名前替えの際に雛屋町へ差し出した証文には「掛屋敷⁹⁾」と記されている。雛屋町掛屋敷のその後については三節で詳しく述べる。

二 飯田家家屋敷の買取り

1 飯田仁兵衛家の経営状況と当主の交代

杉浦家が大坂で所有した家屋敷には、天保六年(一八三五)八月に買取った内本町上三丁の飯田家の家屋敷がある。杉浦家と飯田家の関係は、四代宗仲の妻多免¹⁰⁾、五代杉浦三郎兵衛利行(法名、宗行)の妻登知¹¹⁾、そして、分家の二代杉浦次郎右衛門(法名、宗順)の後妻節¹²⁾を飯田家から迎えており、両家は親戚関係にあった。

飯田家(屋号、海部屋¹³⁾)は大坂の蠟商で、一八世紀半ば以降

当主は仁兵衛を名乗る。海部屋仁兵衛及び、飯田家と関わりのある商家の業種を表1に示しておこう。

「日記」の記述や残存史料によると、飯田家では一八世紀末頃から経営状態が悪化し、杉浦家からも経済的援助を受けていた。そのような状況にあっても飯田家の危機意識は希薄で、寛政元年（一七八九）一二月の大坂大火で飯田家が類焼した後も経営態度は改まらず、海部屋の支配役には杉浦家から説諭がなされている¹²。経営不振の一因は当主仁兵衛（法名、浄明。何代目に当たるのかは不明）の不行跡にもあったと見られ、事態がいよいよ深刻化した寛政一〇年（一七九八）四月、仁兵衛（浄明）は「家業難勤」という理由で手代兵助へ家業と家屋敷を譲渡し、仁兵衛（浄明）は仁三、兵助を仁兵衛と改名して家督相続が行われた¹⁵。

しかし、当主交代後も経営状態は好転せず、「年々不勘定仕諸方借銀高夥敷相成」状態が続いたため、「私相続人二相成、右之始末先祖え難相済儀ニ、宗仲様（大黒屋四代宗仲。注、植田御存生中より年々厚ク御引立被下候得共、無甚甲斐不相続仕無調法之段双方え対シ申訳無御座候」と、忸怩たる思いで仁兵衛は文政三年（一八二〇）七月に退身し八右衛門と名を改めて別家となり、仁三（浄明）の養子仁七郎に家業・家屋敷とも譲り戻した。ところがそれも束の間、文政七年（一八二四）八月、

仁七郎は実家豊田家の相続人が死去したため名跡相続人として豊田家へ戻ってしまい、飯田家では仁三（浄明）の娘の行（雪、あるいは遊具）を名前人にたてることになる。

その後の海部屋の経営状態は、杉浦家と大黒屋の幹部らに宛てた文政九年（一八二六）一〇月の「一札」に明らかである。それによると海部屋の経営は「懸先之滞」や「手違」により難渋し、借銀は増加する一方で、「返済之助力ニも可相成」と考えて始めた長崎商内も「手馴不申義にて夥敷損銀致」という事態に陥っていた。「一札」の後ろの部分には、「今一度本家再興仕度存心」で海部屋本家（飯田家）と別家一統が五ヶ年の儉約を定めたこと、併せて、今後の経営方針や心構えが記されている。

2 利四郎の養子入家と離縁

仁七郎が去った後の飯田家では、改めて行の婿となって海部屋一統を統率する力量と、経営に実践経験のある人物を当主に望んだと見られる。そこで選ばれたのが大黒屋京店の手代宗兵衛であった。宗兵衛は一〇代前半に大黒屋京店で奉公を開始し、文政九年（一八二六）から支配加役を務め、天保二年（一八三二）五月には「三度登り」も済ませて支配役への昇進を目前にした四一歳の熟練の手代であった。宗兵衛は利四郎と名を改め、

表1 海部屋仁兵衛とその関係者の業種・店の場所

| 出所／商人名 | 海部屋仁兵衛 | * 海部屋安兵衛 | ** 亀屋武兵衛 |
|------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 延享5年(1748) 延享版 改正増補 難波丸綱目 1) | 内本町上三丁 晒蠟屋 | — | — |
| 安永6年(1777) 安永版 難波丸綱目 2) | 内本町上三丁 晒蠟屋生蠟中買 | 農人はし詰丁 生蠟問屋 | — |
| 天保3年(1832) 浪華買物独案内 3) | — | 伏見両替町浜北角 諸国生蠟問屋 | 安堂寺町御堂筋西 本家晒蠟問屋 |
| 弘化3年(1846) 大阪商工銘家集 4) | — | — | — |

典拠：1)と2) 野間光辰監修、多治比郁夫・日野龍夫編輯『校本 難波丸綱目』中尾松泉堂書店、1977年。

所収。

3)と4) 大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成』第11巻、大阪商工会議所発行、1977年。所収。

なお、*海部屋安兵衛は飯田菊(改、きと)の再嫁先。**亀屋武兵衛は大黒屋五代宗行の妻登知の妹見祢(本名、飯田さい)の嫁き先である。

三四郎(後の七代杉浦三郎兵衛利為。法名、宗為)の弟分として飯田鶴の養子となり、天保二年二月一日に飯田行と結婚する。

ところが、利四郎の入家は海部屋の奉公人や別家衆には歓迎されず、逆に飯田家と別家衆らの不和を助長した。この状態を善処すべく、飯田家と別家衆との申し堅めが天保四年(一八三三)十一月の「三ヶ年申合仕法之事」である。その中で気付くのは、「商売体之儀」は「三ヶ年仕法中一統え御任可被下候」とあり、商いや金銀出入りに関する経営の主導権は別家衆が掌握し、利四郎の役目を「町用屋敷方親類方取扱小払帳書分」に限っている点である。利四郎の処遇には、長年経済的援助を受けているとは言え直接杉浦家縁の人物が送り込まれることに対する海部屋別家衆の抵抗と、すでに別家衆からの信望を失っていた飯田家の、杉浦家当主の弟分として利四郎を養子入家させるといふやり方に対する反感のようなものが感じられる。

飯田家と別家衆の融和は図れぬまま、結局利四郎は天保五年八月に「病身二付退身」ということで行と離別し飯田家を不縁となる。再び当主を欠いた飯田家では、鶴と行は杉浦家の世話で京都に小家を建てて暮らし、商売は別家の蠟商海部屋安兵衛に任せられることになるのであるが、安兵衛には飯田菊が再嫁した。

3 杉浦家による飯田家家屋敷の買取り

杉浦家による飯田家家屋敷の買取りは、利四郎が飯田家と縁となった翌年の天保六年（一八三五）八月に行われた。これは天保四年一二月、飯田家は町内に所有する家屋敷四ヶ所を質物に平野屋惣兵衛・亀次郎から銀四〇貫目を借用しており、その返済が滞ったことに因るものである。家屋敷を売却せざるを得なくなった飯田家では、「累代相統家名相離候段不本意」という思いから親類の杉浦家への買取りを懇願した。この件では内本町町内から杉浦家への直接の依頼もあり、杉浦家はこれを承諾する。杉浦家の使いとして大坂へ下った大黒屋の別家兵助らは、八月一八日に「無滞銀子相渡」、一九日には「買得帳切無滞相済、沽券証其外町内ヨリ一札、飯田より町内え差入候一札二年寄奥書有証其手前ヨリ町内差入候一札類下書皆々持登」った。その沽券証文が「史料4」である。これ以後、飯田家の家屋敷は杉浦家の所有となる。

〔史料4〕

（印）（印）（印）（印）
沽券証文事

一 大坂内本町上三丁南側海部屋遊具代判又右衛門家屋鋪
表口九間三尺七寸五分裏行式拾間但式役、統屋敷表口拾間
五寸裏行式拾間但式役、同表口六間半裏行式拾間但式役、
同表口拾三間壹尺三寸裏行式拾間但式役、右家屋鋪六役
四ヶ所 并 本戸前付土蔵三ヶ所裏白戸前附土蔵式ヶ所、惣建家
不残有姿之候、此度代銀四拾貫目二相極、永代其許え売渡
則銀子儘ニ請取申処実正也、然ル上は売渡候家屋敷之儀ニ付
諸親類は不及申、外より違乱妨申出候者無之候、万一妨申出候者
在之候ハ、此印形之者罷出埒明、其元え御難儀掛ヶ申間鋪候
為後日永代家屋鋪売券証文仍如件

家屋鋪売主

天保六乙未年八月

海部屋 ゆく

代判 又右衛門（印）

五人組布屋治郎助家守

近江屋喜兵衛（印）

同

分銅屋新左衛門（印）

同

中川屋吉五郎（印）

年寄

井筒屋市郎兵衛（印）

京都三条富小路西え入中之町

買主

大黒屋三郎兵衛殿

4 飯田家家屋敷のその後

内本町上三丁の家屋敷は、杉浦家による買取り後も管理は飯田又右衛門（行の代判を務めた人物。叔父カ）に委ねられたと見られる。そして、天保八年（一八三七）一二月に又右衛門が死去した後は、翌九年（一八三八）二月、飯田鶴の息子大和屋仁三郎が代判・家守に任じられた。⁴²以降、内本町上三丁の代判・家守は大和屋仁三郎が務め、天保十二年（一八四一）三月に大黒屋七代宗為が没して、翌一三年（一八四二）六月、同所の家主も宗為の長男実太郎に切替えとなるが、それに関わる「二札」にも「代判^非家守^非内右実太郎方 大和屋仁三郎」と記されている。

ところが、天保一五年（＝弘化元年、一八四四）八月、大和屋仁三郎は背任行為に及ぶ。すなわち、内本町上三丁の家屋敷を杉浦家に無断で銀二〇貫目の家質に差入れたのである。³⁴翌弘化二年（一八四五）一〇月には、さらに銀五貫目の「増借用」を願い出ている。この家質の一件が発覚して弘化四年（一八四七）二月、仁三郎には杉浦家から「義絶」が申し渡された。³⁶内本町上三丁に関わる記述の最後には、仁三郎の一件の経緯と処置が簡潔に記されている。³⁷それを要約すると、仁三郎は経済的に困窮したため杉浦家に無断で、町年寄らを欺いて家屋敷を家質に差入れた。それ自体は許し難いが、事件が公表されては仁

三郎の身分に関わり町年寄にも申訳ないので、相談のうえ同所を仁三郎へ差遣し、義絶の証札を取って容赦するとある。「義絶の証札」は右の記述通り、弘化四年二月に大和屋仁三郎から大黒屋実太郎殿³⁸に出されている。しかしながら、内本町上三丁の家屋敷は弘化四年二月の「二札」に、「実太郎より別家手代海部屋平兵衛へ譲り渡、名前相極申所実正也。然ル上ハ水帳絵図町儀諸事名前御切替可被下候」とあり、仁三郎に譲渡したとは記されていない。不法を働いた仁三郎の名を避けて表向きは海部屋平兵衛の名にしたものなのか、その辺りの詳細は不明である。

以上、大坂内本町上三丁の飯田家家屋敷の杉浦家による買取りから海部屋平兵衛への譲渡までの顛末を見てきた。杉浦家による同所の買取りは飯田家からの依頼によるもので、杉浦家から購入の積極的な働きかけがなされたものではない。また、杉浦家を買取った後も管理は飯田家の関係者に委ねられ、大黒屋が大坂店として使用した形跡も認められなかった。

三 幕末期における大黒屋大坂店

1 杉浦家と袴屋一統

宝暦四年（一七五四）以降、大坂御堂前雛屋町の家屋敷（以

下、雛屋町掛屋敷）は貸家とされ、その管理は杉浦家の親戚西村仁右衛門家とその別家に委ねられた。

西村仁右衛門家は袴屋を屋号とする大坂の商人で、「日記」には仁右衛門の他に袴屋弥右衛門、袴屋善兵衛と、この三家の別家や奉公人の名が記されている。表2に三家の業種と店舗の場所を示した。それらの業種からは、当時木綿類を主力商品とした大黒屋との関係を窺い知ることができる。

袴屋弥右衛門・仁右衛門・善兵衛がどの程度の商人であったのか、幕府の御用金政策の最初である宝暦一年（一七六一）の大坂御用金を例にとると、御用金指定高は袴屋弥右衛門が金二万五千両、袴屋仁右衛門が金一万五千両、袴屋善兵衛が金五千両となっている。指定高五万両の鴻池善右衛門・越後屋八郎右衛門は別格として、大坂ではかなりの地位を得ていたと見られる。これら三家の盛衰について簡単に述べておこう。

袴屋弥右衛門

江戸積毛綿問屋であった袴屋弥右衛門は、宝暦一年の御用金指定額が金二万五千両と多額である。しかし、天明四年（一七八四）には「身上不如意、今度所持之新田大坂両替炭屋五郎へ売渡、商方相体逼塞之由」と経営状態が悪化し、寛政一二年（一八〇〇）には「今度商売株、并、家号とも他家へ被讓候」

表2 袴屋3家の業種と店の場所

| 出所／商人名 | 袴屋弥右衛門 | 袴屋善兵衛 | 袴屋仁右衛門 |
|------------------------------------|--|----------------------------------|----------------------------|
| 延享5年(1748) 延享版 改正増補 難波丸綱目 1) | 高麗橋1丁目 江戸積毛綿問屋 【諸国紙蔵本掛屋問屋】 土佐高知 松平土佐守 蔵本 | 本うつぼ町 【唐和業種巻物反物問 屋中買】長崎本商人 | 道修町1丁目 関東筋問屋 江戸積毛綿問屋 |
| 安永6年(1777) 安永版 難波丸綱目 2) | 高麗橋1丁目 江戸積毛綿問屋 江戸積毛綿問屋 | — | 道修町1丁目 江戸積毛綿問屋 |
| 天保3年(1832) 浪華買物独案内 3) | — | 東堀本うつぼ町 江戸積毛綿 | 道修町1丁目 綿江戸積問屋 |
| 弘化3年(1846) 大阪商工銘家集 4) | — | 東堀道修町1丁目 染地紋嶋木綿仕入所 | — |

典拠：1)～4)は表1に同じ。

とあり廃業したと見られる。

袴屋（西村）善兵衛

袴屋善兵衛家は飯田家とも交際があり、飯田家から人を迎えて家督を相続させた時期もあるが結局破縁¹⁵となっている。文政頃に善兵衛は大黒屋の太物方買次を務め、また、木綿商としても活躍した（史料5及び、表2参照）。安政五年（一八五八）四月の「木綿屋仲間」や慶応四年四月の「江戸組毛綿仕入問屋仲間名前帳」¹⁷には、道修町一丁目袴屋善兵衛の名が見える。

袴屋（西村）仁右衛門

杉浦家と西村仁右衛門家との関係がいつ頃始まったものであるかは不詳だが、天明く文化の中頃、袴屋三家の中で大黒屋と商売上最も密接な関わりをもったのは仁右衛門家である。仁右衛門家の経営状態は天明の頃から不振に傾き、文化七年（一八一〇）一〇月の「日記」には「御家業年々衰候」¹⁸とあり、同年一二月には、「御家業乱相止申様口上也、追御家内不勘定故、他所へ損失かけ申ぬ間に取片付け被参候様子也」¹⁹と記されている。仁右衛門（法名、敬心。何代目かは不明）が没した文化九年（一八一二）の少し前頃から大黒屋との取引が途絶え、杉浦家とも疎遠になる。これに代って大黒屋及び、杉浦家と関係を

持ち始めるのが仁右衛門家の別家の一人袴屋庄助である。

2 杉浦家と袴屋庄助の関係

袴屋庄助が袴屋仁右衛門家の別家となった年月は定かでない。「日記」に登場するのは文化五年（一八〇八）で、杉浦家ともその頃から関わりを持ち始めたと見られる。そして、のちに雛屋町掛屋敷の代判・家守を任されるまでに信頼関係を深めていった。

文政三年（一八二〇）四月の「一札」²¹は、六代杉浦三郎兵衛利義（法名、宗義）が文政二年一月に死去したため、雛屋町掛屋敷を女名前（宗義の実母登知||五代宗行の妻）に切替えることを雛屋町御年寄と五人組中に願い出たものであるが、その中で代判人を「御丁内我等借家内袴屋庄介二相勤させ申度」²²（注：傍線は植田）と述べており、「日記」にも雛屋町掛屋敷の代判・家守として袴屋庄助を「町内弘露」²³したことが記されている。では、袴屋庄助はどのような商人であったのだろうか。

「史料5」は、大黒屋が文政七年（一八二四）七月に作成した帳面「東武店万用集」²⁴の中、「太物方買次名前附」の項目の冒頭部分である。ここには買次商三九人が記されており、その筆頭に袴屋庄助の名が見える。二行目は「文化」で終わっているが、これは大黒屋の旧来の取引先である袴屋仁右衛門が休

業⁽⁵⁴⁾したため、替わって文化の頃から袴屋庄助が太物方買次を務めたと読み取れる。しかも、袴屋庄助は「大坂御堂前筋雛屋町」に店舗を設けており、先の「一札」に「我等借家内」とあることを勘案すると、庄助は杉浦家所有の雛屋町掛屋敷を借りて家業を営みつつ、家守として管理にも携わっていたと考えられる。

〔史料5〕「太物方 買次名前附」

- 袴屋仁右衛門殿旧来厚意之処家業相休、京都始メ疎意被致
右株退転歎ケ敷段被申入候ニ付、文化
- 一 大坂御堂前筋雛屋町 袴屋庄助殿
一 大坂堺筋安土町 井筒屋庄右衛門殿
天明年中仕人物評判宜へニ、井庄両家ニてハ売物不都合ニ付
京都江御願申相始ル
- 一 大坂 袴屋善兵衛殿
(下略)

3 袴屋庄助家の仕法改革

袴屋庄助の家系は詳しく分からないため、小稿では文化五年に「日記」に登場し、大黒屋の太物方買次を務めて天保一三年に引退した庄助をとりあえず初代としておく。初代袴屋庄助には数人の息子があったが、その一人庄治郎は大黒屋京店で奉公

していた文政五年(一八二二)八月に病死し、他の息子達も早世したため庄助は養子安治郎を迎える。そして、天保一三年(一八四二)六月、大黒屋七代宗為の死去に伴って雛屋町掛屋敷の名前替えが行われた際、初代庄助は退いて安治郎を庄助(以下、二代目庄助)と改め、引き続き同所の代判・家守を務めることを御町内へ申し出ている。⁽⁵⁵⁾

庄助方の経営に大黒屋がどの程度関与していたのかについては、天保一三年(一八四二)〜嘉永元年(一八四八)までの間は「日記」が欠落しているため不明だが、嘉永二年(一八四九)七月・同三年(一八五〇)七月・同六年(一八五三)九月には二代目庄助が大黒屋京店へ決算書である店卸勘定目録を持参しており、両者の緊密な関係を窺うことができる。その後、安政二年(一八五五)三月の「日記」には、「大坂はか満や正助殿⁽⁵⁶⁾方段々不勘定続ニて六ヶ敷、依之当家へ仕法之儀度々願来候へ共相続不極先々先方様子見分^{かたがた}今夕舟久兵衛下す」とあり、経営状態の悪化した庄助方は大黒屋に窮状を訴え、再三経営支援を求めたことが分かる。二ヶ月後の五月に重ねて庄助からの歎願を受けた大黒屋では、それに応じて六月に幹部を大坂の庄助店へ見分に遣り、いよいよ庄助店の改革の仕法が決まった。その主なところは、二代目庄助は庄五郎、悻安次郎(注…二代目の悻)は庄助(以下、三代目庄助)と改め、庄五郎は通勤職同

様の勤めをなすこと。家内は残らず別居へ引き取り、手代と子供（注・丁稚。幼少奉公人の意）はそのまま奉公を続けるというものであった。⁶⁷改革に着手してからの大黒屋の対応は敏速で、「大坂表子供不足」の申し出には直ちに大黒屋京店から二名の「子供」が庄助店へ下され、さらに一週間後には京店の儀右衛門と友右衛門が大坂手代として送り込まれた。⁶⁸

4 大黒屋大坂店の開設

《庄助店の仕法改革に対する大黒屋の姿勢》

庄助店の仕法改革の目的は経営再建にあったわけだが、商家一般の経営内容が悪化した幕末期に他店の経営再建を引き受けるにあたっては、大黒屋も相当慎重な経営判断を要したと推察される。庄助店へ幹部をたびたび実況見分に派遣したのも、再建要請の受諾と再建策の案出にひときわ注意が払われたためであろう。大黒屋が庄助側に求めた条件や与えた指示を注意深く観察すると、この再建計画の輪郭がある程度見えてくる。

まず、「日記」には庄助店へ儀右衛門と友右衛門を遣わす理由を、「当時店持二相成故、右両人大坂手代二致」（注・傍線は植田）としている。庄助の店は杉浦家の雛屋町掛屋敷を借家したものであるから、この場合の店持とは家屋敷の取得を指すものではなく、経営権の掌握を意味したものと考えられる。また、

店主一家の住居兼店舗であった庄助店から庄助の家族を退去させているところにも、店舗機能を全面に打ち出そうとする大黒屋の意向が見て取れる。庄助店の奉公人については、前述のように従前通りの奉公の継続が指示された。店主の地位に関しては、庄五郎（二代目庄助）に命じられた「通勤職」とは、大黒屋京店の勤番と同様に日勤を務め給金が支払われるというもので、これは独立経営者から大黒屋の出店の管理業務担当者への「降職」に他ならない。⁶⁹その上、三代目庄助も後述する株仲間の名前帳の記載に代判が付けられていることから、幼少、あるいはその他の理由で店主としては名ばかりの存在であったと推察される。要するにこの再建計画は、庄助店の店舗・奉公人・経営権を大黒屋が押さえた上で、「元之姿に相成候迄ハ当店より万事差図ヲ請可申様」と大黒屋主動で推進されたものであった。目指されたのは大黒屋による庄助店の経営の引継ぎであり、延いてはこれが大黒屋大坂店の開設に繋がったと考えられる。

（注・「はじめに」のところでは開店時期としたが、大坂店が既存の庄助店を引継いだものであるとすれば開設とした方が適切であると考えられるため、以降では大坂店の開設と表現する。）

《大黒屋大坂店の開設の時期》

では、大黒屋大坂店はいつ開設されたのであろうか。ここで

は判断の目安として大坂店の文字が史料に登場する時期と店名表記の仕方に注目したい。検討に使用したのは、小稿で基礎史料として用いている「日記」(『杉浦家歴代日記』を指す。注2を参照)、大黒屋各店や奉公人に対する通知・指示書の類①③、そして、杉浦家の諸行事の記録④⑩、以上の三種類の史料である。

まず、経営再建の始まった庄助店を「日記」安政二年七月七日の条では「大坂袴屋庄助店」と、そして、同月十九日・二十三日の条では「大坂店」と呼んでいる。その後、「日記」は安政四年を除いて安政三年(一八五六)と文久三年(一八六三)までは欠落しているためその間については調べようがないが、安政四年と元治元年(一八六四)と慶応三年(一八六七)の記述には「大坂店」の文字が確認できる。

同様に、通知・指示書の類①③の末尾に着目してみよう。

①安政五年(一八五八)九月の「御法事二付申渡書」⁽⁸⁵⁾は、四代宗仲の五〇回忌法事に関して杉浦利用(八代三郎兵衛。法名、宗用)と利貞(利用の弟。元治元年に九代三郎兵衛となる。法名、宗貞)の連名で大黒屋全店に向け発せられたと見られるものである。この末尾には「袴屋庄助殿店出張中」と記されている。②「役替」⁽⁸⁶⁾は、元治元年(一八六四)一月に九代宗貞が大坂店の役替えを命じたもので、末尾に「大坂店出張中」とあ

る。③「伝言書」⁽⁸⁷⁾(慶応三年(一八六七)二月十日の日付)は商いや仲間出役についての店名への指示で、末尾には「大坂店惣中へ」とある。

表3は、これら三種類の史料に認められる大坂店の表記を年次別に並べたものである。上段が「日記」の記述、中段が通知・指示書の類①③、下段が杉浦家の諸行事の記録④⑩となっている。安政六年と文久三年の間については史料不足のためどのように表記されたのか把握できていない。表3の上段の「日記」の記述を除いて、中段と下段の店名表記の推移のみに着目した場合、店名に袴屋庄助との関係が明示されているのは九代宗貞の家督相続に関わる元治元年三月の記録⑤までで、それ以降の②元治元年一月の「役替」には「大坂店」と記されていることが分かる。藤田彰典氏が先行研究(注1参照)において、大坂店の「開店」時期を「文久・元治期」と推定されたのは恐らくこの辺を根拠にしたものであろう。けれども、「日記」を検討に含めると、既に安政二年の時点で「大坂店」と記されており藤田氏の推定は成り立たなくなる。これは藤田氏が大黒屋による袴屋庄助店の経営再建について把握していなかったか、もしくは未検討であったため、袴屋庄助店と大黒屋大坂店をまったく別個のものとして捉えたためと考えられる。

私見では、表3に挙げた店名はすべて同じ店を指し、表記の

表3 「大坂店」の表記方法

| 時期／ 分類 | 安政2年 1855 | 安政3年 1856 | 安政4年 1857 | 安政5年 1858 | 安政6年 1859 | 万延元年 1860 | 文久元年 1861 | 文久2年 1862 | 文久3年 1863 | 元治元年 1864 | 慶応元年 1865 | 慶応2年 1866 | 慶応3年 1867 | 明治元年 1868 |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|----------------------------------|
| 「日記」の 記述 | 大坂店 袴屋庄助店 | 欠 | 大坂店 | 欠 | 欠 | 欠 | 欠 | 欠 | 欠 | 大坂店 | 大坂店 | 大坂店 | 大坂店 | 欠 |
| 書の類 通知・指示 | | | | 袴屋庄助店 ① | | | | | | 大坂店 ② | | | 大坂店 ③ | |
| 杉浦家の 諸行事記録 | | | | 袴庄大坂店 ④ | | | | | | 大坂袴庄店 ⑤ | 大坂店 ⑥ | | 大坂店 ⑦ 大坂店 ⑧ | 大坂店 ⑨ 大坂店 ⑩ 大坂店 ⑪ |

出所)

〔上段〕『杉浦家歴代日記』（本文注（2）参照）。「欠」は日記が欠落していることを意味する。

〔中段〕①～③；東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」。本文中の①～③に同じ。〔下段〕④～⑪；京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」の内、以下のもの。なお、史料により年号表示の異なる場合があるが表中では統一して示した。

- ④整理番号107「安政五年九月 妙行様十七回忌御法事諸事」
- ⑤整理番号236「文久四年甲子三月 家督譲諸用」

⑥整理番号15「元治二年乙丑三月 宗為居士廿五年忌御法事諸用」

⑦整理番号9「慶応三年丁卯四月八日 妙用大姉十三回忌仏事」

⑧整理番号166「慶応三年八月 妙仲禪定尼五十回忌諸用」

⑨整理番号199「慶応四年戊辰二月 ぬい出生之賀義」

⑩整理番号21「明治元年戊辰冬十一月二日 宗義居士五十年忌御仏事 布施并志包金錢等を記す」

⑪整理番号245「明治元年戊辰冬十一月二日 宗義居士五十年忌御仏事」

違いは検討した史料のもつ性格の違い——杉浦家当主の私的な記録である「日記」、奉公人や店舗への通知・指示書の類、杉浦家の行事記録——や、大坂店に対する書き手の認識の差に因るものではないかと考える。また、元治元年以降の表記が統一されている点については、それ以前の史料が不足しているため断定はできないが、手許にある史料からは店名表記の変更・統一を促すような大坂店の変化は見出せない。それに加えて大坂木綿問屋株仲間⁶⁶の加入状況は、安政五年四月の「木綿屋仲間」では「江戸組」と「諸国組」の中の東堀組に、また、慶応四年四月の「江戸組毛綿仕入問屋仲間名前帳」⁶⁸にも「雛屋町 袴屋庄助 代判紅粉屋伊兵衛」と記されており、店名表記の統一は庄助店の存続状況を反映したものでない。これらから元治元年以降の表記の統一に関しては、「大坂店」の呼称が大黒屋や杉浦家の関係者の間で徐々に定着したと見るのが穏当であるように思う。

《大坂店の特殊性》

この項の締めくくりとして大坂店の内部を紹介し、併せて、大坂店のもつ特殊性を指摘しておこう。

表4は前出②元治元年の「役替」と、杉浦家の慶応三年（一八六七）と明治元年（一八六八）の行事記録に載せられた大坂

表4 大坂店の奉公人

| | |
|----------------------|---|
| 「役替」 元治元年11月 | 定七（支配役 并 金銀出入役及仕入加談）、半兵衛（支配加役 并 仕入役兼） 兵四郎（書物方 并 錢出入改 家事向加談出役兼）、金助（染役）正四郎（紙役） |
| 「大坂店中」 a） 慶応3年8月 | 与七・金助・正四郎・幸次郎・千太郎・長蔵・佐吉・浅吉 （裏店）吉太郎・八蔵 〈計：店表8人+裏店2人〉 |
| 「大坂店中」 b） 明治元年11月 | 正四郎・幸次郎・長蔵・浅吉・佐吉・米蔵、はかまや伊兵衛 （裏店）下男1人。 〈計：店表7人+裏店1人〉 |

出所)「役替」本文の注64参照。a)表3の⑧に同じ。b)表3の⑩に同じ。

店の奉公人の名を書き出したものである。この内、「役替」に名があるのは役付きの者に限られるが、慶応三年と明治元年の記録から大坂店の奉公人数や奉公人構成が分かる。店表の奉公人数七〜八名というのは大黒屋の他店舗と比べてかなり少数で、奉公人の構成は明治元年の場合、手代二人（含、袴屋伊兵衛）・若手（元服を済ませた者）一人、子供四人となっている。大坂店がいかに小規模であったかが理解されよう。

次に店舗管理の方法

を見てみると、大黒屋では通常各店に支配役（最高責任者）と支配加役（支配役の補佐役）を各一名おき、支配役の上には別家の中から選んだ勤番をおいた。勤番の役目は各店の管理・監督と渉外（町内や仲間の寄合等への出席、役所への出頭等）である。大坂店の場合、店の規模が小さく、また幕末期には人手不足もあって勤番は他店と兼務されることが多かったが、大黒屋の別家が勤番の任に就いたのは他店と変りない。ところが、前出③慶応三年の「伝言書」では、大坂店の「仲間出役」に袴屋伊兵衛（表4の明治元年の箇所）に「はかまや伊兵衛」とある）が命じられている。大黒屋の他の店舗で大黒屋の別家以外の者がこうした役目に就いた例はなく、この人事は大坂店の特殊な一面を示していると言える。

もう一点、支配役について述べておくと、元治元年の「役替」に〈支配役〉とある定七は慶応元年一二月在職中に死去し、そのため慶応二年には〈支配加役〉であった半兵衛を支配役に任じている。これら両名は大黒屋京店から派遣された者である。

慶応三年と明治元年には表中の左端に記されているのが支配役と見られ、慶応三年には与七が、明治元年には正四郎がその任に就いている。この内、正四郎（「日記」には庄四郎と記載。小稿では正四郎に統一する）は二代目袴屋庄助の次男で三代目庄助の弟⁽⁶⁹⁾に当たる。正四郎の昇進を追ってみると、元治元年の

「役替」では〈紙役〉の担当となり、慶応二年（一八六六）には「初登」を迎える⁽⁷⁶⁾。大黒屋における「初登」までの勤続年数は通常九年であるから逆算すると正四郎の入店時期は安政四年（一八五七）頃となり、大黒屋による経営再建の手が入った大坂店で奉公を開始したものと見られる。正四郎が「初登」に向かった先は大黒屋本店（＝京店）であった。そして、正四郎は明治元年支配役に就任するが、このように大坂店で奉公を重ねた正四郎の昇進過程は、大黒屋から派遣された他の支配役とは明らかに異なっている。これは大黒屋による再建計画が、庄助店の経営の立て直しだけでなく経営を任せるに足る経営者——二代目庄助の息子正四郎——の育成を含んでいたことを示しているように思われる。

5 雑屋町掛屋敷のその後

さて、幕末期に開設された大黒屋大坂店の存続期間は短く、明治初期には姿を消し、雑屋町掛屋敷は再び貸家とされた模様である。明治一三年の「日記」には、「大坂御堂筋抱屋敷義、単二外方より望人在之、且近年貸渡置候上、次第区入費等多く^{かたが}旁売^{かたが}払可申方宜哉と存。然二人へ売払候より兼て望居候間、袴屋伊兵衛へ一応申入候所買得致度、都合克外人とも違候故格別之柄二付一切金千式百五十円二相談致則本人出京金千円也受

取候事⁽⁷⁷⁾とある。そして、同年五月には袴屋伊兵衛への売却が完了した⁽⁷⁸⁾。

おわりに

ここまでの検討で明らかになった点をまとめよう。

大黒屋大坂店の嚆矢は、延享五年（一七四八）に買得した大坂御堂前雑屋町の家屋敷にある。ここでは「呉服商売見世」が営まれたが宝暦四年（一七五四）頃には店を止め、以後は杉浦家の大坂雑屋町掛屋敷と呼ばれ貸家とされた。

もう一ヶ所、杉浦家が大坂で所有した大坂内本町上三丁の飯田家の家屋敷は、飯田家からの依頼により杉浦家が天保六年（一八三五）八月に買取ったものである。杉浦家の所有となった後も管理は飯田家関係者に委ねられ、同所を大黒屋の大坂出店などに使用した形跡は認められなかった。

幕末期における大黒屋大坂店の開設は、雑屋町掛屋敷の借家人で大黒屋の太物方買次を務めた袴屋庄助方の仕法改革（＝経営再建）に、安政二年（一八五五）大黒屋が着手したことに端を発する。すなわち、大黒屋が経営を引継ぐ形で進められた庄助店の経営再建が、大黒屋大坂店の開設に繋がったと見られる。小稿が課題とした三点の内、大黒屋大坂店開設の経緯と店の

場所はほぼ明らかにすることができたと思う。大坂店の開設時期については、大黒屋が庄助店の経営再建に着手した時点をそれと見るのが合理的であると思うが、再建着手後の安政三年及び、安政六年〜文久三年までの詳しい再建経過を把握し得ていない現段階では大坂店の実情を説明するに留め、より説得力のある史料の調査と発掘に努めることとしたい。また、今回は大坂店開設の経緯や時期にのみ焦点を当てたが、幕末期における大黒屋大坂店の開設が大黒屋の経営にどのような意味を持ったのか、この点も併せて今後の検討課題としたい。

注

- (1) 藤田彰典氏は大坂店の開店時期と場所について、「幕末の文久・元治期（場所と開店年月不明）」（出所：『京都商人大黒屋 杉浦家の奉公人制度（2）』『中京学院大学 研究紀要』第三巻 第一号、一九九五年一月二頁、一一一頁）としている。
- (2) 京都府立総合資料館所蔵。この日記は大黒屋四代杉浦三郎兵衛（法名、宗仲）以降、歴代の杉浦家当主（時期により代筆の部分あり）が、大黒屋の日々の記録や杉浦家家内の出来事を書き記したものである。
- (3) 「道有様御書翰之写」（出所：『京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号四四二」）
- (4) 辻氏は代々当主が長右衛門を名乗り、住吉屋の屋号で京棧留買次を生業とした。
- (5) 拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（2）——勤番に関する検討——」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第七九号、二〇〇七年一〇月。一九頁。
- (6) 三井文庫所蔵文書D423/32。（表紙）「宝暦三申年大坂御堂前店開公赦採用之写」。
- (7) 「譲り状之事」延享五年六月二十四日（出所：『東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」』）。なお、猪鹿子の名前は当該史料では「猪鹿」となっている。
- (8) 三代宗々は享保一七年（一七三二）京都富小路朝倉町西側に一六四坪余の家屋敷を購入しており、九右衛門に譲渡した家屋敷はこれを指すと見られる。
- (9) 「持家舗譲状等之諸事」（出所：『京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号四三一」）。
- (10) 節は本名を水谷久美と言ひ、父水谷茂右衛門は摂州有馬郡三田九鬼長門守様御家中の武士であった。久美は一三才の時、大坂浦江西本願寺末流安楽寺に嫁いでいた伯母里^{りえ}の養子となり、次に飯田仁兵衛へ養子に、そして享和二年一〇月杉浦家へ入家して節と改名。飯田氏の妹女として杉浦次郎右衛門の後妻に迎えられた。
- (11) 「日記」寛政元年一月二二日、二三日の条。
- (12) 「日記」寛政三年二月一三日の条。
- (13) 「日記」寛政一〇年二月七日の条。
- (14) 寛政三年（一七九一）五月には家屋敷を抵当に銀高六拾貫目の家質証文を杉浦家に入れており、この証文は式拾九貫百貳拾匁の年賦証文一通とともに返却されている（「日記」寛政八年

五月一日の条)。

(15) 「日記」寛政一〇年四月五日の条。

(16) 「包紙」表「文政三年辰七月退身之節 一札 海部屋八右衛門」の中の「一札之事」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。

(17) 同右。

(18) 「包紙」表「文政三年辰七月弥治兵衛殿代判証文 一札 海部屋別家共」の中の「一札」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。仁七郎は、飯田家の親類豊田四郎兵衛(屋号、米屋)の小兒定松を飯田家本家の名跡人として飯田仁三が貰い受けたもので、仁七郎と改名し、幼年のため代判後見として飯田家別家の弥次兵衛がつけられた。

(19) 「一札」(文政九年十月)(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。

(20) 宗兵衛の飯田家養子の話は、宗兵衛の親元に掛け合って了解を得た後、天保二年六月二日に大黒屋京店を「首尾能暇」となって八月七日に利四郎と改名。それから大黒屋の別家兵助の養子とし、次に杉浦家の養子、すなわち七代利為の弟分として飯田鶴の養子に迎えられた。

(21) 利四郎に対する非難(あくまでも海部屋別家衆側の言い分であるが)は、家業に関して、飯田家入家以降「金銀出入帳一切不附、三年之間白帳勘定出来不申」という怠業と使途不明金の存在を指摘しており、人格的には事細かな性格と、「本人ウタカヒ心多き故」に別家衆・出入方・奉公人親妻等まで利四郎を嫌ったとされる。「日記」天保五年八月二二日の条)。

(22) 「包紙」表「上」の中の「三ヶ年申合仕法之事」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。

(23) 「包紙」表「利四郎よりおゆくへ離別之一札」の中の「一札」及び、「包紙」表「人別送り一札 飯田利四郎不縁之砌」の中の「人別送り一札事」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。不縁の理由としては利四郎の病気や家業怠慢(帳簿の記帳をしない等)、飯田家の別家・奉公人・出入方との不和等が指摘されている(前出、「日記」天保五年八月二二日の条)。なお、離縁後、利四郎は宗兵衛と名を改め、江州の実家へ戻り、身分は大黒屋の准別家となることが許された。

(24) 「日記」天保六年四月三日の条。

(25) 「日記」天保六年四月一日の条。飯田菊は飯田仁兵衛(後、仁三と改名)の娘。杉浦家の猶子として文政六年一二月神原家に嫁ぎ、天保三年八月に離縁。天保六年四月二日に安兵衛に嫁ぎ、その後は「きと」と名乗った。

(26) 「包紙」(表)「大坂内本町沽券 一通 并 町内より請合証文 飯田家より町内え御取置一札」の中の、「包紙」「海部屋又右衛門殿より町内え取置一札 大坂内本町三丁」内の「一札」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。

(27) 同右。

(28) 天保六年三月二五日、内本町年寄らが上京して杉浦家に飯田家の実状(怠業・怠惰な生活・浪費傾向など)を訴えている。「日記」天保六年四月三日の条)。これは飯田家が家質銀を滞納し続けて町内が迷惑を被っていたため、親戚である大店の杉浦家はその仲介を求めたと見られる。

- (29) 「日記」天保六年八月二二日の条。
- (30) 「包紙」表「大坂内本町沽券 一通 并 町内より請合証文 飯田家より町内え御取置一札」の中の「包紙」「町内より請合一札 大坂内本町上三丁」の内、「沽券証文事」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (31) 大和屋仁三郎の幼名は飯田伝吉郎(「日記」天保七年八月二五日の条)。
- (32) 「日記」天保九年二月二七日の条に、「本町代判、家守大和屋仁三郎二切替候二付、町内へ差出し候証文三通(下略)」とある。
- (33) 「一札」(天保十三年六月)(出所・京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号四三一「持家鋪讓状等之諸事」の中の一つ)。
- (34) 「家質証文之事」(天保十五年八月)(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (35) 「家質銀増借用証文之事」(弘化二年十月)(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (36) 「義絶一札之事」(弘化四年二月)(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。なお、義絶は、杉浦家側が類似した問題の再発を危惧していることを察知して、「仁三郎、并二私共(註・私共とは、この証文の差出人である仁三郎の母徒ると女房阿為を指す)より御願申入、永々縁者因裁切申候て事済仕」と、仁三郎側から願出たものであると述べられている。「御請一札之事」弘化四年二月(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (37) 前出、京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号四三一。「持家鋪讓状等之諸事」の「一札」(天保一三年六月)の末尾。
- (38) 前出、注36の「義絶一札之事」(弘化四年二月)。
- (39) 「一札」(弘化四年二月)(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (40) 京都居住の呉服商人七一軒について「三井家の総力を結集して書き上げた」とされる享保二〇年(一七三五)の「名寄帳 江戸店々々」によると、杉浦三郎兵衛(注・当該時期は大黒屋三代宗夕の代に当たると見られる)ら六軒については「右者綿木綿小間物類 商売仕候由及承罷有候、呉服物も商仕候哉、委敷不奉存候」(出所・樋口知子「史料紹介 関東呉服商人名前——杉浦氏「東武店万用集」を中心に——」「三井文庫論叢」第三三号、一九九九年一二月。所収。二七八頁)とされる。また、大黒屋四代宗仲も、「於当店ハ棧留ハ本商売之事(下略)」(出所・「業」(「日記」元治元年四月二六日の後に所収)の「安永五丙申春利 喬東武下向ニ付於江府店吟味可致不審之事」と述べており、棧留(綿織物)を大黒屋の主力商品として重視していたことが判る。
- (41) 大阪市参事会編纂兼発行『大阪市史』第五卷、一九一一年。八三五〜八頁。御用金の指定額は五万・二万五千・二万・一万五千・一万・五千・三千両の七段階に分けられていた。
- (42) ただし、宝暦一二年二月二八日に御用金令は撤回され、袴屋弥右衛門は同年二月二四日迄に上納していない。(出所・賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局、二〇〇二年。二四頁)。

- (43) 「日記」天明四年七月大尽の条。
- (44) 「日記」寛政一二年一二月一六日の条。
- (45) この人物は飯田仁七郎(幼名、鉄三郎。寛政二年五月九日改名)で、寛政九年(一七九七)一〇月より大黒屋京店で商いの修業を始め、寛政一一年(一七九九)四月三日、西村善兵衛家(屋号、袴屋)へ養子入家(「日記」寛政一一年四月六日の条)。享和元(一八〇一)年三月六日には善兵衛と改名して家督披露を行う。しかし、文化二年(一八〇五)一月に袴屋善兵衛方の別家より善兵衛の身持ち不埒の訴えがなされ、二月には破縁となり海部屋仁七郎と改名する(注・飯田仁三の養子仁七郎(本名、豊田定松)とは別人)。
- (46) 大坂商工会議所編集・発行『大坂商業史資料』第三一巻、一九六五年。一四五頁。
- (47) 日本海軍史学会編『続海軍史料叢書』第四巻、成山堂書店。一九七九年。五七五頁。
- (48) 「日記」文化七年一〇月一日の条。
- (49) 「日記」文化七年一二月二七日の条。
- (50) 「日記」文化九年一二月一三日の条。
- (51) 「一札」(文政三年四月)(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (52) 「日記」文政三年四月二三日の条。
- (53) 前掲、樋口知子「関東呉服商人名前——杉浦氏「東武店万用集」を中心に——」三二一頁。
- (54) 「浪華持丸長者控」(文政八年)には「前頭」の一人に「道修 袴屋仁右衛門」(出所・林英夫・芳賀登編『番付集成(上)』柏書房・人文社発行、一九七三年。一一七頁)とあり、文化の頃に仁右衛門家が退転・廃業したという意味ではない。
- (55) 「持家舗讓状等之諸事」の中の「代判家守附一札」(出所・京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号四三二一)。
- (56) 「日記」安政二年三月二五日の条。
- (57) 「日記」安政二年六月二九日の条。
- (58) 「日記」安政二年六月三〇日の条。
- (59) 「日記」安政二年七月七日の条。
- (60) 「日記」安政二年七月七日の条。大黒屋京店の手代儀右衛門と友右衛門は、「初下」を済ませた中堅クラスの手代である。
- (61) 庄助は雛屋町掛屋敷の代判・家守の任も解かれたと見られるが、正確な解任時期は不明である。庄助以降の同所の代判・家守を確認できるのは、慶応元年(一八六五)閏五月の「家屋鋪名前替證文之事」の内の「代判 并 家守附一札」(出所・京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号三二二)で、ここに「代判 并 借家家守」として天満屋六兵衛の名が記されている。これは元治元年(一八六四)杉浦利貞(Ⅱ)八代宗用の実弟)の九代目相続に伴って翌年雛屋町掛屋敷の名前替えが行われ、その際提出されたものである。
- (62) 「日記」安政二年七月二九日の条。
- (63) 「御法事二付申渡書」(出所・東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」)。
- (64) 「役替」(出所・同右)。
- (65) 「伝言書」(出所・同右)。
- (66) 大坂の木綿商仲間株には、江戸に綿製品を送り込んだ江戸組

仕入問屋（以下、江戸組）と、江戸を除く他の諸地方を相手に取引する諸国組の二種類があり、江戸組は独占的要素を持ち、株数も一二枚と限られていたのに対し、諸国組は仲間の員数に制限はなく、安永年間より油町組・堺筋組・東堀組・北組・上町組・天満組の六組に分けられ、各々の人員は四〇名前後で相互に売買取引地を協定していた。（出所：前掲、『大坂商業史資料』別巻、三七二頁）。

(67) 前掲、『大坂商業史資料』第三一巻、一三九頁及び、一四六頁。

(68) 前掲、『続海事史料叢書』第四巻、五七五頁。

(69) 庄助店の仕法改革に着手した際、三代目庄助には幼少の弟妹（男女は不詳）二人がいた。（「日記」安政二年六月二十九日の条）

(70) 「日記」慶応二年三月六日の条。

(71) 大黒屋京店の江戸後期より明治初期の「初下」（注：大部分の奉公人が江州を在所とした大黒屋では、京店奉公人の初登は江州の在所へ下ることを意味したため初下と呼ばれた）は入店から約九年後の二〇歳頃であった。（安岡重明編著『近代日本の企業者と経営組織』同文館出版、二〇〇五年。植田知子担当部分「第八章 京都商人杉浦大黒屋の雇用と昇進——江戸後期より明治初期——」二六六頁の表8・4参照）。

(72) 「日記」明治一三年三月一日の条。

(73) 「日記」明治一三年五月六日の条。

・本稿で使用した史料類は、読み易くするため句読点や振り仮名を加え、助詞・変体仮名・合字は平仮名に直した。